

第4章 高齢者保健福祉の推進

1 地域包括ケア体制の強化・推進

(1) 医療と介護の連携強化

多職種連携推進研修会の開催により、地域の医療、介護、保健、福祉それぞれの専門職が相互に情報を共有し、顔の見える関係づくりを進めています。引き続き、これらの多職種が連携する連携体制を構築し、地域の現状や課題等を把握するとともに、医療と介護に関する情報の共有化を図ります。

また、住民への啓発活動を行うとともに、医療・介護関係機関からの情報収集や当該資源と連携を図り、地域において在宅医療を担う人材の養成、知識や技術の向上など、在宅医療・介護連携を推進します。

① 地域の医療・介護サービス資源の把握

地域の医療機関や医療機能、介護サービス資源等を把握し、関係機関間で情報の共有化を図るとともに、その情報を住民に広く周知します。また、情報を定期的に更新し発信する仕組みづくりに取り組みます。

② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議【充実・強化】

地域の医療・介護関係者などが参画する地域ケア会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、解決策などの協議を行います。

③ 在宅医療・介護関係者の研修【充実・強化】

地域の医療関係者への介護に関する研修、介護関係者への医療に関する研修を実施します。

④ 在宅医療・介護サービス提供体制の構築

切れ目なく在宅医療・介護サービスが一体的に提供できるよう、利用者等の急変時などの連絡体制も含めて、地域の医療・介護関係者と協力していきます。

⑤ 在宅医療・介護サービスの情報共有の支援

患者・利用者の在宅療養を支援するため、患者・利用者の状態変化等に応じて医療・介護関係者間で情報共有が図られるよう支援します。

⑥ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

在宅医療・介護連携に関して、地域の医療・介護関係者等に対する相談対応を行います。また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、利用者・患者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関・介護事業者の紹介を行います。

⑦ 地域住民への普及啓発

在宅で受けられる医療や介護サービスの内容や利用方法、また終末期ケアや在宅での看取りについて地域住民の理解の促進を図るため、講演会の開催やパンフレットの作成・配布等を行います。

⑧ 在宅医療・介護連携に向けた県及び関係市町との連携

広島県や近隣市町と在宅医療・介護連携に関する情報の共有化等を図ります。

(2) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケア体制づくりの中核となる機関です。

高齢者の多様なニーズに的確に対応するため、今後も引き続き地域包括支援センターを担う人材の育成と確保に努め、適正な運営を継続するとともに、地域の医療、介護、保健、福祉の関係機関や団体等との連携を密にし、包括的・継続的なケアマネジメントを行う機関としての機能の充実を図ります。

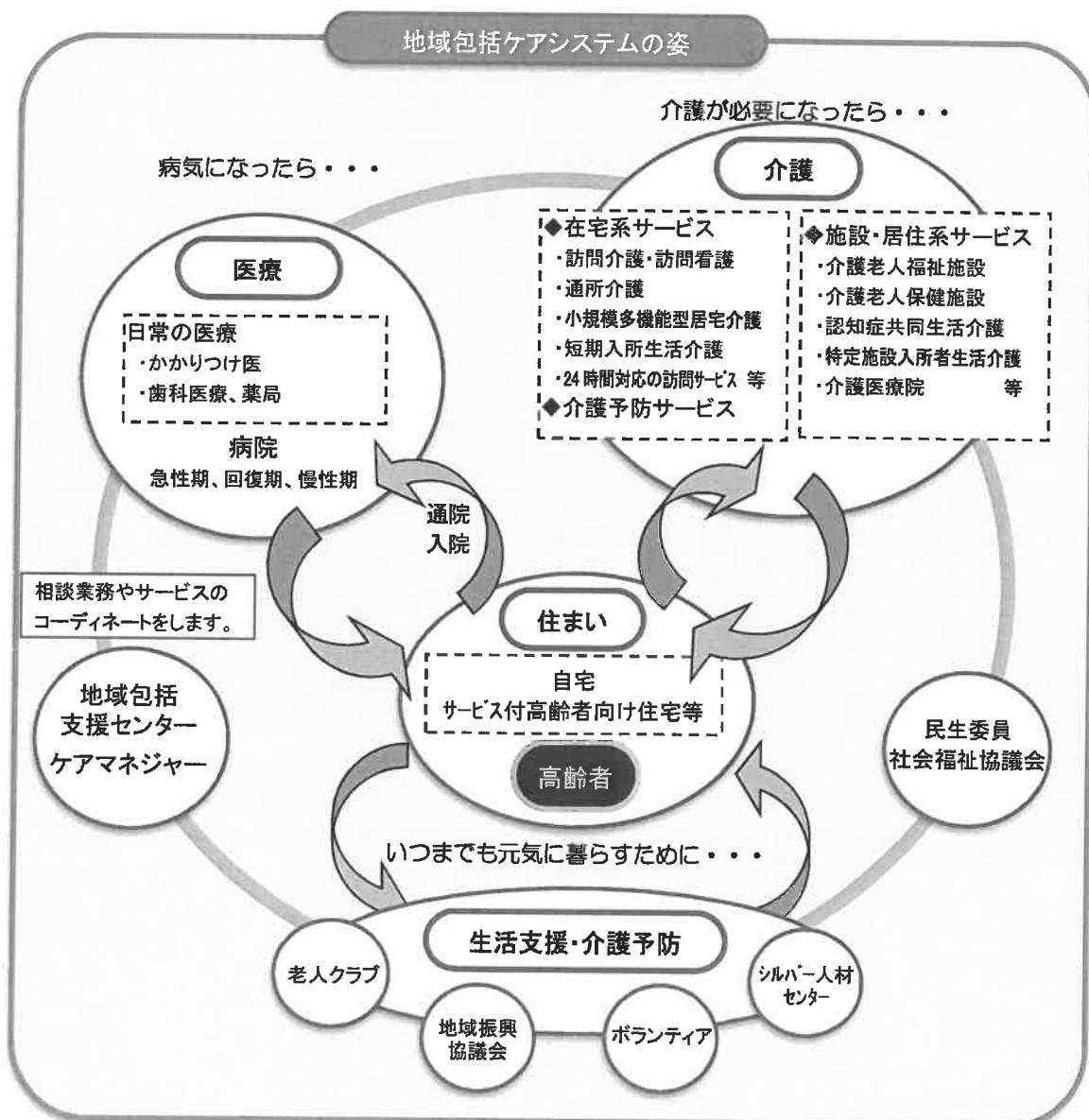
① 体制の強化【充実・強化】

センターの運営の安定化と相談体制の強化を図るため、職員のスキル向上を図ります。

② 関係機関との連携

医療や介護支援専門員など、各関係者間の連携、情報の共有化を図り、高齢者及びその家族への一体的なサービスの提供を行います。

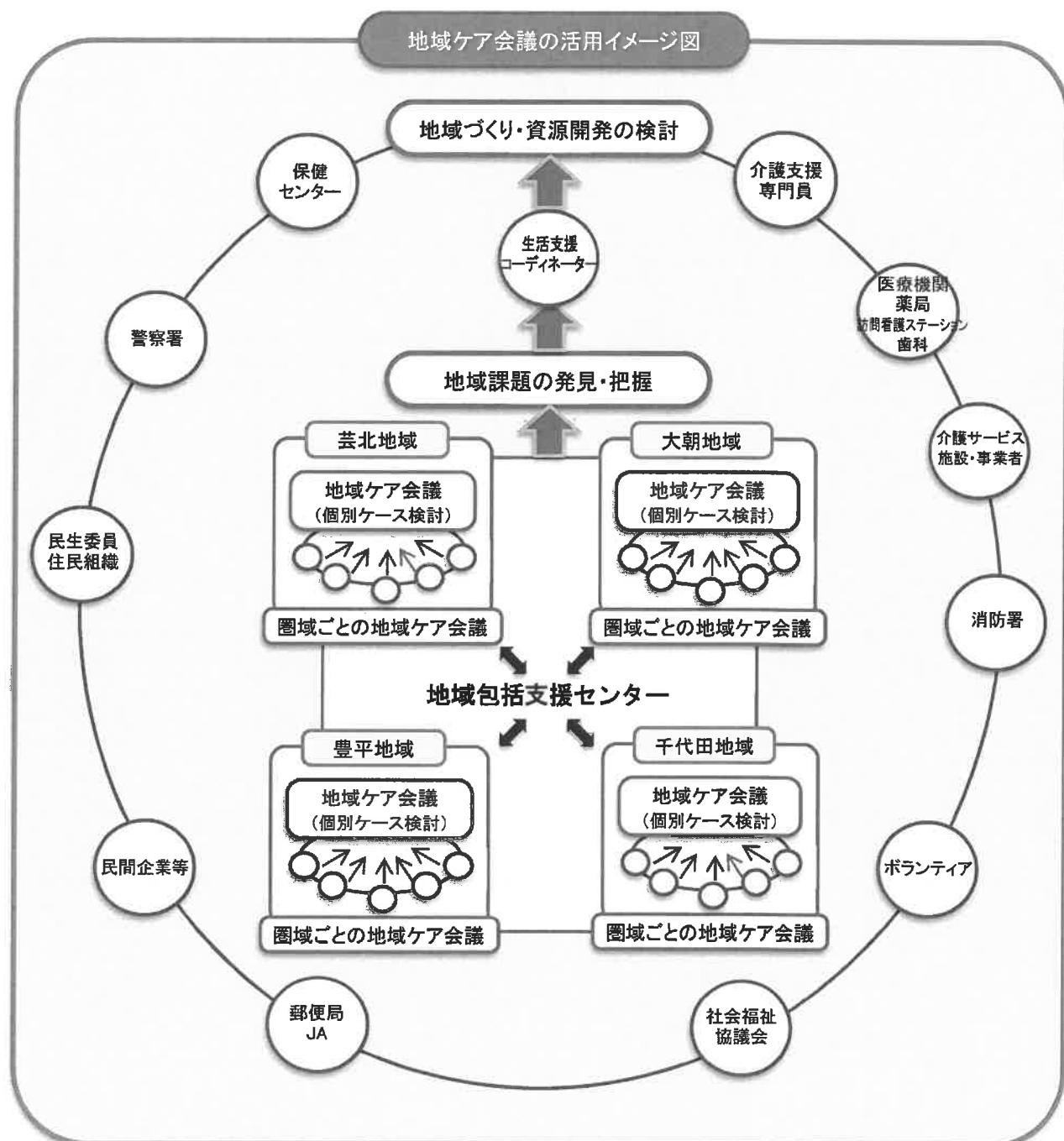
《地域包括ケア体制のイメージ図》



(3) 地域ケア会議の充実【充実・強化】

圏域ごとに地域ケア会議を開催し、地域課題の把握や解決に向けた取組の推進、地域のネットワーク構築を行い、高齢者が地域で生活しやすい環境づくりを行います。また、個別ケア会議を開催し、個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに地域課題を抽出していきます。

《地域ケア会議を活用した個別課題解決から地域におけるネットワークづくりまでのイメージ図》



2 介護予防・生きがいづくりの推進

(1) 介護予防事業の推進

介護保険制度が改正され、平成28（2016）年度より要支援者に対する介護予防訪問介護、介護予防通所介護が、市町村の地域支援事業である新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者や総合事業対象者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることが求められています。

介護予防事業への参加を通じ、生きがいづくりや地域コミュニティの強化につながるよう取組を推進するとともに、「一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、生活の質の向上を目指すことで健康長寿をのばす」ことをめざします。

① 介護予防・生活支援サービス事業の実施【充実・強化】

きめ細かなニーズに応えることができるよう、総合事業対象者及び要支援認定者に多様な主体による訪問型サービス、通所型サービスを提供します。

地域の実情や利用者のニーズを把握しながら、訪問型サービスAや訪問型サービスC等の多様なサービスを提供できるよう検討を行います。

事業提供者のスキルアップや人材確保について支援し、提供体制の維持・充実を図ります。

訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。	
	訪問介護	(現行サービス相当) 訪問介護員による身体介護・生活援助
	訪問型サービスA	調理・掃除等の生活援助(緩和した基準によるサービス)
	訪問型サービスC	リハビリ職等による居宅での相談指導等
通所型サービス	通所介護	(現行サービス相当) 通所介護同様サービス
	通所型サービスA	認知症・閉じこもり予防に加え、運動機能、口腔機能向上、栄養指導を実施する
	通所型サービスC	(短期集中予防サービス) 集団で運動プログラムを行い、筋力増強、転倒・骨折予防、腰痛・膝痛予防を図る
生活支援サービス	高齢者見守り配食事業	配食サービスを活用した安否確認
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行います。	
	介護予防ケアマネジメント	介護予防支援同様サービス ケアプラン作成→サービス担当者会議開催→ケアプラン決定→モニタリング(おおむね3か月ごと)

② 一般介護予防事業の実施【充実・強化】

元気な高齢者の閉じこもりや生活機能の低下を予防するために、通いの場、住民主体の場などを整備し、要支援、要介護にならないよう施策を推進します。

ア 介護予防把握事業

収集・把握した情報等を活用し、介護予防活動へつなげます。総合事業対象者への継続したフォローバック体制を検討するほか、関係機関と連携しながら支援の必要性がある人を把握し、必要な支援につなぎます。

イ 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成・配布、町広報への記事の掲載等を実施します。元気お届け事業の活用を、サロンの担い手や民生委員・児童委員等の関係者に広く周知し、介護予防の普及を図ります。

元気お届け事業	内容	・理学療法士による体操指導 ・歯科衛生士による口腔ケア指導 ・保健師等による健康づくり指導
	派遣先	・老人クラブ　　・さくらの会 ・いきいきサロン　・女性会　等
パンフレット等の作成・配布	配布先	一般高齢者及び総合事業対象者 等

ウ 地域介護予防活動支援事業

地域において介護予防に取り組んでいる人材や自主グループの育成や支援を行います。また、介護予防・生活支援サービス事業と連携しながら、効果的・効率的な事業の展開をめざします。

介護予防ボランティア育成事業 (お元気サポートー養成講座)	対象者	介護予防事業に関心があり、ボランティアとして介護予防教室等で活躍できる方
	内容	認知症や介護予防について正しく理解する。 住民自らが、身近な住民同士が助け合う住みやすい地域づくりについて考え取り組む。
元気づくり推進事業	内容	地域住民が集まり体操を行うことで、住民同士の支え合いの意識を向上させ、元気な地域の実現をめざすとともに、週2回の定期的な実施により、生活習慣病・介護予防につなげる。
	にこやか集会所コース	コーディネーターが週2回 90 分、6か月間、地域の集会所へ出向き「カラダ」づくりの体操指導を行う。併せて、元気リーダーを養成する。
	元気リーダーコース	元気リーダー自らが、「カラダが元気になった」、「教室にいくと楽しい」の実感・実体験を地域に定着させ、継続展開することで、地域の活性化につなげる。
	拠点コース	体育館等で元気づくり体操、ウォーキング、球技等を実施する。

エ 一般介護予防評価事業

本計画で定めた介護予防及び重度化防止に関する目標値の達成状況について検証を行い、一般介護予防事業の評価を行います。

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取組を機能強化するため、地域ケア会議、サロン等において、リハビリ専門職等による助言等を実施します。

(2) 健康増進事業の推進

生活機能の低下した高齢者に対し、日常生活の活動を高め、QOL の向上をめざすためには、介護予防が重要となります。併せて、健康寿命の延伸を図るために、生活習慣病の予防や健康増進への取組が大切です。

健康増進事業に関しては、健康増進計画「まめマメきたひろしま（第2次計画）」と関連性を持ちながら、引き続き北広島町地域保健対策協議会と連携し推進します。

また、本町では住民が主体的かつ積極的に健康づくりに取り組む仕組みとして「元気づくり推進事業」を推進しており、活動が全町に広がりを見せています。引き続き活動の推進・支援を図ります。

① 特定健康診査

生活習慣病を早期に発見し、健診結果から生活習慣の改善を図るため、町広報やきたひろネット等を活用し健診の重要性の周知、情報提供を図るとともに、特定健診（基本健診）料金の個人負担金無料や人間ドック検診の対象者拡大等を実施し、受診しやすい体制を継続します。

② がん検診

がん検診を受け、早期のうちに発見し、適切な治療が受けられるよう、きたひろネットの活用等による受診勧奨により受診率の向上に努めます。また、がん検診で精密検査が必要とされた者のうち精密検査未受診者に対して、訪問等による受診勧奨を行います。

③ 歯周疾患健診（中高年歯科検診）

歯周疾患を早期に発見し、歯科衛生士による歯と口腔の保健指導により、8020 の実現をめざします。併せて、健康増進計画「まめマメきたひろしま（第2次計画）」及び「まめマメきたひろしま歯と口の健康づくり計画」を推進し、年1回の歯周疾患健診の普及啓発と受診率の向上を図ります。

④ 健康教育

中壮年期からの生活習慣病対策として、糖尿病、高血圧の発症予防及び重症化予防に力を入れた教室を実施します。また、きたひろネットを活用した健康教育に取り組みます。

特定健診の結果に応じて、メタボリックシンドロームの予防・改善のための特定保健指導を実施します。

⑤ 訪問指導

健診後の精密検査や保健・栄養指導が必要な人、認知症やうつ状態の予防の必要な人、また、国民健康保険被保険者の重複受診・多受診者への指導など、介護や福祉関係者・関係機関との連携を図り、個別に対応します。

⑥ 健康相談

健診結果説明会を各地域の保健センター等で実施し、日ごろの健康づくりや治療中の病気について管理栄養士、保健師、歯科衛生士が保健指導を行います。

⑦ 心の健康づくり事業

北広島町地域保健対策協議会を母体とした、「うつ予防対策推進委員会」で協議検討している心の健康づくり対策を、関係者・関係機関と連携し推進します。

保健師等相談にあたる支援者を対象にした研修会を定期的に開催しスキルアップを図るとともに、若者から高齢者まで幅広い年代において心の健康づくりを推進します。

⑧ 元気づくり推進事業【充実・強化】

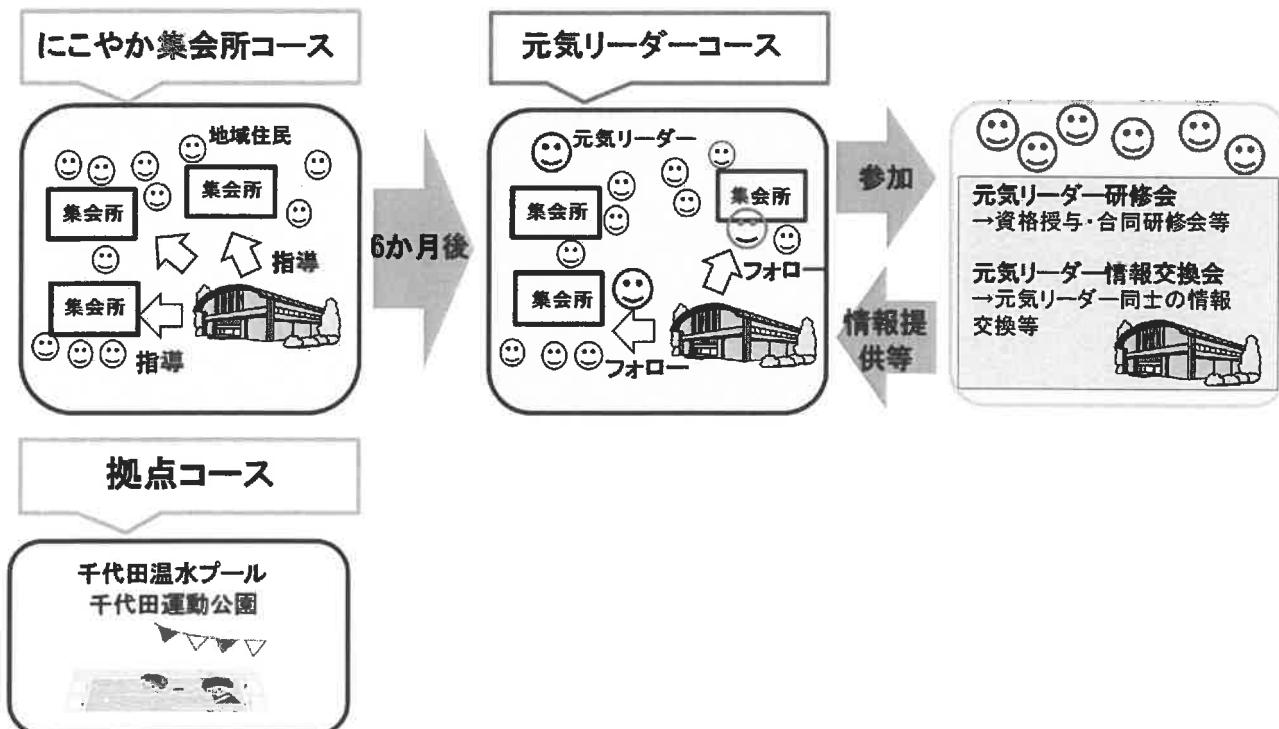
疾病予防と健康寿命の延伸を図るために、ストレッチや軽度の体操を継続的に実施し、住民が主体的かつ積極的に健康づくりに取り組む仕組みを構築します。実施か所の拡大を図るほか、参加を中断している人へのフォローについても、コーディネーターとの連携により取り組みます。

⑨ 感染症予防対策

高齢者に対するインフルエンザ予防接種及び肺炎球菌ワクチンの勧奨を行うとともに、広報紙や教室等あらゆる機会に感染予防の啓発を行います。

また、社会福祉施設等における感染症予防、発生時の対応等施設の感染症予防対策について適切な指導を行います。

北広島町元気づくり推進事業



《健康づくり支援の流れ》

計画	協議会	元気な地域づくり・健康づくり活動																																		
		一般的な予防支援	ハイリスク支援																																	
北広島町健康増進計画「まめマメきたひろしま第2次計画」・ 北広島町地域保健対策協議会・うつ予防対策推進委員会	「まめマメきたひろしま」推進活動	<p>元気づくり推進事業 (にこやか集会所コース、元気リーダーコース、拠点コース)</p> <table border="1"> <tr> <td>特定健診 がん検診 受診推進</td> <td>特定健診・がん検診 ・集団健診 ・人間ドック検診 ・医療機関健診 ・情報提供</td> <td>特定保健指導 ・積極的支援 ・動機づけ支援 ・特定保健指導・重症化予防教室</td> </tr> <tr> <td>糖尿病・ 高血圧症 発症予防・ 重症化予防</td> <td>健診結果説明会</td> <td>糖尿病性腎症重症化予防</td> </tr> <tr> <td>肝臓病 予防</td> <td>運動施設、温水プールの活用</td> <td>重症化予防訪問指導 ・高血圧症</td> </tr> <tr> <td></td> <td>肝炎ウイルス検査</td> <td>国保重複多受診者訪問指導</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受動喫煙防止普及推進</td> <td>がん検診精密検査者訪問指導</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ウイルス性肝炎患者等相談・ 訪問支援</td> </tr> </table>	特定健診 がん検診 受診推進	特定健診・がん検診 ・集団健診 ・人間ドック検診 ・医療機関健診 ・情報提供	特定保健指導 ・積極的支援 ・動機づけ支援 ・特定保健指導・重症化予防教室	糖尿病・ 高血圧症 発症予防・ 重症化予防	健診結果説明会	糖尿病性腎症重症化予防	肝臓病 予防	運動施設、温水プールの活用	重症化予防訪問指導 ・高血圧症		肝炎ウイルス検査	国保重複多受診者訪問指導		受動喫煙防止普及推進	がん検診精密検査者訪問指導			ウイルス性肝炎患者等相談・ 訪問支援																
特定健診 がん検診 受診推進	特定健診・がん検診 ・集団健診 ・人間ドック検診 ・医療機関健診 ・情報提供	特定保健指導 ・積極的支援 ・動機づけ支援 ・特定保健指導・重症化予防教室																																		
糖尿病・ 高血圧症 発症予防・ 重症化予防	健診結果説明会	糖尿病性腎症重症化予防																																		
肝臓病 予防	運動施設、温水プールの活用	重症化予防訪問指導 ・高血圧症																																		
	肝炎ウイルス検査	国保重複多受診者訪問指導																																		
	受動喫煙防止普及推進	がん検診精密検査者訪問指導																																		
		ウイルス性肝炎患者等相談・ 訪問支援																																		
山県地区歯科衛生連絡協議会		<table border="1"> <tr> <td>心の健康づくり</td> <td>うつ予防・自死予防講演会 心の健康づくり講演会</td> <td>アルコール健康障害者等訪問・ 相談支援</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高校生メンタルヘルス講座</td> <td>ソーシャルクラブ活動支援</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ゲートキーパー養成講座</td> <td>精神障害者家族会活動支援</td> </tr> <tr> <td>食育の推進</td> <td>朝食・野菜摂取普及推進</td> <td>食育出前教室</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>食育研修会</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>食育の日の推進</td> </tr> <tr> <td>歯と口の健康づくり</td> <td></td> <td>歯周疾患健診</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>8020げんきな歯表彰</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>感染症予防・流行拡大防止・予防接種受診勧奨・インフルエンザ対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>出前健康教室(ふれあいサロン、女性会、老人クラブ 等)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>健康情報提供 ・きたひろネット放送 ・広報</td> </tr> </table>	心の健康づくり	うつ予防・自死予防講演会 心の健康づくり講演会	アルコール健康障害者等訪問・ 相談支援		高校生メンタルヘルス講座	ソーシャルクラブ活動支援		ゲートキーパー養成講座	精神障害者家族会活動支援	食育の推進	朝食・野菜摂取普及推進	食育出前教室			食育研修会			食育の日の推進	歯と口の健康づくり		歯周疾患健診			8020げんきな歯表彰			感染症予防・流行拡大防止・予防接種受診勧奨・インフルエンザ対策			出前健康教室(ふれあいサロン、女性会、老人クラブ 等)			健康情報提供 ・きたひろネット放送 ・広報	
心の健康づくり	うつ予防・自死予防講演会 心の健康づくり講演会	アルコール健康障害者等訪問・ 相談支援																																		
	高校生メンタルヘルス講座	ソーシャルクラブ活動支援																																		
	ゲートキーパー養成講座	精神障害者家族会活動支援																																		
食育の推進	朝食・野菜摂取普及推進	食育出前教室																																		
		食育研修会																																		
		食育の日の推進																																		
歯と口の健康づくり		歯周疾患健診																																		
		8020げんきな歯表彰																																		
		感染症予防・流行拡大防止・予防接種受診勧奨・インフルエンザ対策																																		
		出前健康教室(ふれあいサロン、女性会、老人クラブ 等)																																		
		健康情報提供 ・きたひろネット放送 ・広報																																		

(3) 高齢者の社会参画の促進

高齢者が健康でいきいきとした生活を送るためには、高齢者を単に支えられる側に位置づけるのではなく、他の世代と共に社会を支える重要な一員として、長年培ってきた知識や経験、技能など多様な能力を発揮し、地域の様々な場に参画することが重要です。

一方で、高齢者の生活支援については、住民相互の助け合いの仕組みづくり、人材の確保が課題となっています。高齢者が自ら社会活動等に積極的に参画するとともに、地域社会が高齢者の活動を積極的に受け入れるような意識づくり、環境づくりを推進します。

① ボランティア活動の促進【充実・強化】

高齢者自身が、生活支援サービスや介護予防事業など高齢者の生活を支える多様なボランティアとして活躍できるよう、社会福祉協議会等と連携を図り、人材の育成や情報の集約・提供など、活動しやすい環境づくりを推進します。

② シルバー人材センターの支援

高齢者の能力を活用した就労機会の確保・拡充を図るために、シルバー人材センターの活動を支援します。また、シルバー人材センターと連携し、雇用の場の確保、新規加入者の促進を図ります。

③ 農業等の振興

定年退職者、農作業未経験者等を対象に農業塾等の研修会を開催し、農業従事者の拡大を図るとともに、農村集落が古くから培ってきた相互扶助の活動を支援し、高齢者農家と担い手の連携を図ります。

④ 老人クラブ・自主活動の支援

仲間づくりと生きがい、健康づくりなど、生活を豊かにする活動や個々の知識や経験を活かした社会活動に取り組む老人クラブについて、活動に対する経済的支援を引き続き実施するとともに、社会福祉協議会と連携し新規加入の促進、活性化を図ります。

⑤ 生涯学習の推進

高齢者が年齢にとらわれることなく、他の世代と共に社会の一員として、生きがいを持って活躍できるよう、高齢者の社会参加活動を促進することを目的に、老人クラブと連携を図り、高齢者学級等の活動を推進します。

⑥ スポーツの振興

高齢者それぞれの興味や健康状態に配慮しながら、スポーツ活動の機会の充実を図り、参加を促進します。

⑦ 世代間交流の推進

スポーツ・レクリエーションや生涯学習など、様々な面から高齢者と子どもや若者などの世代間交流を促進します。

3 地域の支え合いの促進

(1) 生活支援サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して、自立した生活を送ることができるよう、支援が必要な高齢者の自立生活や健康を支えるとともに福祉サービスの充実を図ります。

① 福祉サービスの充実

ア 在宅寝たきり老人等介護手当支給事業

在宅で、要介護4・5の高齢者を介護している家族に対し、家族の経済的負担の軽減を図り、在宅介護を継続するために、介護手当を支給します。

イ あんしん電話設置

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯等の在宅生活継続を支援するとともに、緊急時に迅速に対応するため、緊急通報装置を貸与し、緊急通報体制を引き続き整備します。通報は北広島町消防本部に届き、必要に応じて支援、救急活動を行います。緊急時の安否確認等をする協力員の確保に取り組みます。

② 地域支援事業による生活支援サービスの充実

ア ひとり暮らし高齢者等巡回相談事業

ひとり暮らし等の高齢者世帯を巡回相談員が定期的に訪問し、相談援助を行います。

イ 家族介護支援事業【充実・強化】

在宅で要介護4・5の高齢者を介護している町民税非課税世帯の家族に対し、介護者の経済的負担の軽減を図るため、介護用品を支給します。また、介護に関する知識や技術等を学ぶための家族介護教室を実施します。

ウ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用のための啓発、利用相談に応じて専門機関の紹介を行います。また、必要に応じて町長申立を行い、経済的に困窮している被後見人の支援を行います。

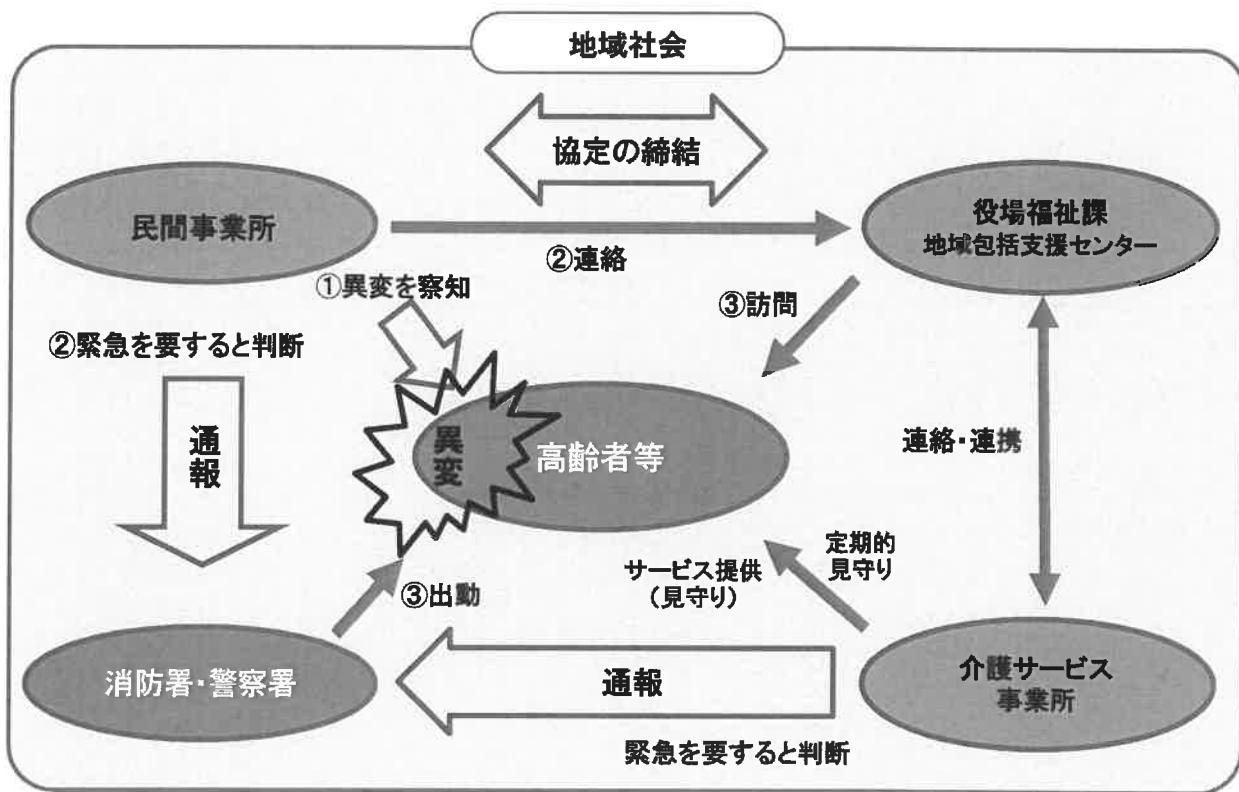
③ 生活支援体制の基盤整備【充実・強化】

4圏域に配置している生活支援コーディネーターを引き続き配置し、介護予防・生活支援サービスの創出や提供体制の整備を行います。また、協議体として「生活支援体制整備事業推進会議」を設置し、町全体での生活支援・介護予防サービスについて検討を行います。

(2) 地域見守り事業の推進【充実・強化】

高齢者を重層的に見守るため、地域の住民とかかわりを持つ事業者と「地域見守り活動に関する協定」を締結し、日常の業務の中で無理のない範囲で高齢者の見守り、緊急事態等を発見した場合の連絡等の協力を依頼します。

引き続き、協力事業者数の増加をめざし、事業の周知と協力依頼を推進します。



(3) 相談体制・情報提供体制の充実

高齢者とその家族、近隣住民などからの様々な相談について、総合的に対応できるよう、地域包括支援センターを中心に、町の保健・福祉部門が相互に連携・協働し、相談業務の強化を図ります。町内3か所の保健センターに総合相談窓口（ブランチ）を設けるなど、だれもが利用しやすい相談体制の整備、窓口の周知を図ります。

また、高齢者が必要なサービスを必要なときに利用できるよう、介護保険制度や保健、医療、福祉に関する制度やサービス、生きがい活動に関する情報などを、各関係機関の窓口や民生委員・児童委員の訪問活動を通じて提供するとともに、町の広報紙やパンフレット、ホームページなどの多様な広報手段によって広く周知を図ります。

(4) 高齢者の権利擁護の推進

地域包括支援センターを中心に高齢者虐待防止のための施策を推進し、地域の様々な関係機関と虐待を早期に発見するためのネットワークの推進を図ります。

また、人権意識の啓発、相談体制の整備や関係職員に対する研修などを通じ、高齢者虐待の防止に取り組みます。

さらに、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など、判断能力に不安のある認知症高齢者の権利擁護のための取組を推進します。

① 高齢者の権利擁護・虐待防止に関する普及啓発

高齢者やその家族が地域福祉権利擁護事業や成年後見制度について知り、必要に応じて活用できるよう、制度の周知を図ります。

また、住民一人ひとりの高齢者虐待に対する関心を高めるための啓発活動を行い、地域で高齢者や家族を見守り、高齢者や家族が地域から孤立しない環境づくりに取り組みます。

さらに、早期に虐待を把握するため、虐待に気付いた人は、地域包括支援センターに相談、通報するよう周知を図ります。

② 高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催

町民全体が高齢者虐待防止の視点を持ち、地域での見守り体制の基盤をつくるため、高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、個別ケースへの対応と見守り体制の強化に取り組みます。

③ 成年後見制度

虐待を受けたり、判断能力の低下が顕著な身寄りのない高齢者について、その権利を守るために、成年後見制度の町長申立を行うとともに、成年後見を申し立てる親族への支援を行います。

また、成年後見制度の普及啓発を図り、権利擁護が必要な高齢者の利用促進に努めます。

(5) 住宅・生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるよう、高齢者一人ひとりの生活課題に対応した施設の整備とともに、安全・安心に暮らすための環境の整備を進めます。

① 居住系施設の整備・充実

ア 養護老人ホーム

養護老人ホームは、「環境上の理由及び経済的理由」により在宅において生活することが困難な高齢者が入居する施設です。町内には現在、社会福祉法人が所有する「仁愛園」が1か所あり、定員は50人です。

施設名	圏域	定員	運営主体
養護老人ホーム仁愛園	千代田地域	50人	みぶ福祉会

イ ケアハウス

居宅において生活することが困難な高齢者が、低額な料金で利用し、健康で明るい生活を送ることを目的とした施設であり、町内に2か所あります。

施設名	圏域	定員	運営主体
ケアハウス明星	千代田地域	27人	みぶ福祉会
ケアハウスゆりかご	豊平地域	30人	山県東中部福祉会

ウ 小規模老人ホーム

ひとり暮らしの高齢者に対して生活の場を提供するとともに、日常生活の支援や相談対応などを行っています。

指定管理者制度により管理運営し、今後とも申請の簡素化や利便性の向上、効率的な施設運営をめざします。また、施設の老朽化への対応を行います。

千代田静楽荘については、平成30（2018）年度に廃止します。

施設名	圏域	定員	運営主体
豊平清楽荘	豊平地域	6人	山県東中部福祉会

エ 高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）

ひとり暮らしまたは夫婦のみの高齢者で、居宅において生活することに不安のある人に對して住居を提供し、相談・各種サービス利用の援助等を行うことによって、安心して生活を送れるよう支援しています。

指定管理者制度により管理運営し、今後とも申請の簡素化や利便性の向上、効率的な施設運営をめざします。施設の統合等、今後の運営のあり方について検討をしていきます。

施設名	圏域	定員	運営主体
ホリスティックセンター	芸北地域	7人	北広島町社会福祉協議会
仙水園	芸北地域	8人	芸北福祉会

② 低所得高齢者向け住まいの整備

医療や介護を必要とするひとり暮らしまたは夫婦のみの高齢者世帯は、今後も増加することが予測され、またこれまでのような家族による支援も期待できないことから、医療・介護のサービスの提供が受けられる住宅に対するニーズが高まることが予想されます。

高齢者世帯は、現役世帯に比べると所得水準の低い世帯が多く、安心して暮らせる住まいの確保の観点から、所得水準の低い世帯でも円滑に入居できるような、低負担のバリアフリーの住まいを整備していく必要性を鑑み、今後検討をしていきます。

③ サービス付き高齢者向け住宅等の適正な整備

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の一部改正を踏まえ、バリアフリー構造等を有し、ケアの専門家による安否確認・生活相談サービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」等の整備が適正に行われるよう取り組むとともに、利用者に対する情報提供を行います。

利用しやすい住宅となるよう、利用ニーズに合った施設整備、利用料の設定等を検討します。

④ 住宅改修支援事業

福祉用具購入や住宅改修の実施による住環境整備は、運動機能などに支障のある方の生活機能の回復・維持に重要な役割を果たします。介護支援専門員の研修を実施するとともに、地域包括支援センターで、住宅改修に関する相談や助言を行います。

⑤ 福祉のまちづくりの推進

高齢者をはじめとするすべての町民が自らの意思で自由に行動や社会参加ができるまちづくりの実現をめざし、「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、道路、公園、公共施設の整備を行います。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、町民が利用する公共施設等のバリアフリー化に向けた整備促進に努めます。

⑥ 高齢者の移動手段の確保【新規】

高齢者の移動手段を確保するため、公共交通機関の整備やその他移動にともなう支援策を関係機関と連携を図りながら検討・実施します。

⑦ 防災対策【充実・強化】

「北広島町災害時要援護者避難支援計画」に基づき、災害時に要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、地域や消防団、民生委員・児童委員などと連携し、避難行動要支援者名簿の更新と要支援者への情報伝達、避難誘導、安否確認などの避難支援体制を構築します。

⑧ 交通安全対策

運転者や歩行者の交通安全意識とマナーの向上を図るよう、老人クラブなどでの交通安全教室の開催、地域での交通安全指導者の育成等、広報活動や指導の強化を図ります。

⑨ 防犯対策

地域防犯活動を促進するとともに、振り込め詐欺、悪質商法等、高齢者が被害となる犯罪を未然に防止するため、出張講座や研修会の開催等による啓発を進め、消費者保護対策の充実を図ります。

4 認知症高齢者支援施策の充実

(1) 認知症に関する理解の促進と支え合う体制づくり

認知症を早期に発見し、適切な対応を促すため、住民に向けて正しい知識の普及啓発を行い、認知症に対する理解を深め、地域で見守り支え合う意識を高めます。

① 普及啓発の推進と見守りネットワークの構築【充実・強化】

認知症高齢者とその家族、住民に対して、認知症の原因と予防、適切な介護のあり方等に関する正しい知識の普及啓発を行い、認知症に対する理解を深め、地域で見守り支え合う意識を高めます。

② 認知症サポーターの養成

認知症に関する正しい知識を持ち、地域の認知症高齢者やその家族を支援する「認知症サポーター」の養成を各地区及び小中学校、高等学校で行います。

③ 家族介護支援の推進【充実・強化】

認知症高齢者を介護する家族同士が相談し合ったり、情報交換したりできる場（認知症力フェ）の設置を図ります。

(2) 適切な医療・介護サービスの提供

今後、増加が見込まれる認知症高齢者に適切に対応するため、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを確立し、早期からの適切な診断や対応、認知症についての正しい知識と理解に基づく、本人やその家族への支援を包括的・継続的に実施する体制の整備を推進します。

① 認知症高齢者の早期発見・支援【充実・強化】

各種事業や関係機関との連携により、認知症高齢者の早期発見に努め、一人ひとりの状態に応じた支援を地域の医療機関、専門の医療機関、相談機関等と連携し実施します。

初期の段階で医療との連携のもとに認知症やその家族に対して個別の訪問等を行う「認知症初期集中支援チーム」の活動を推進します。

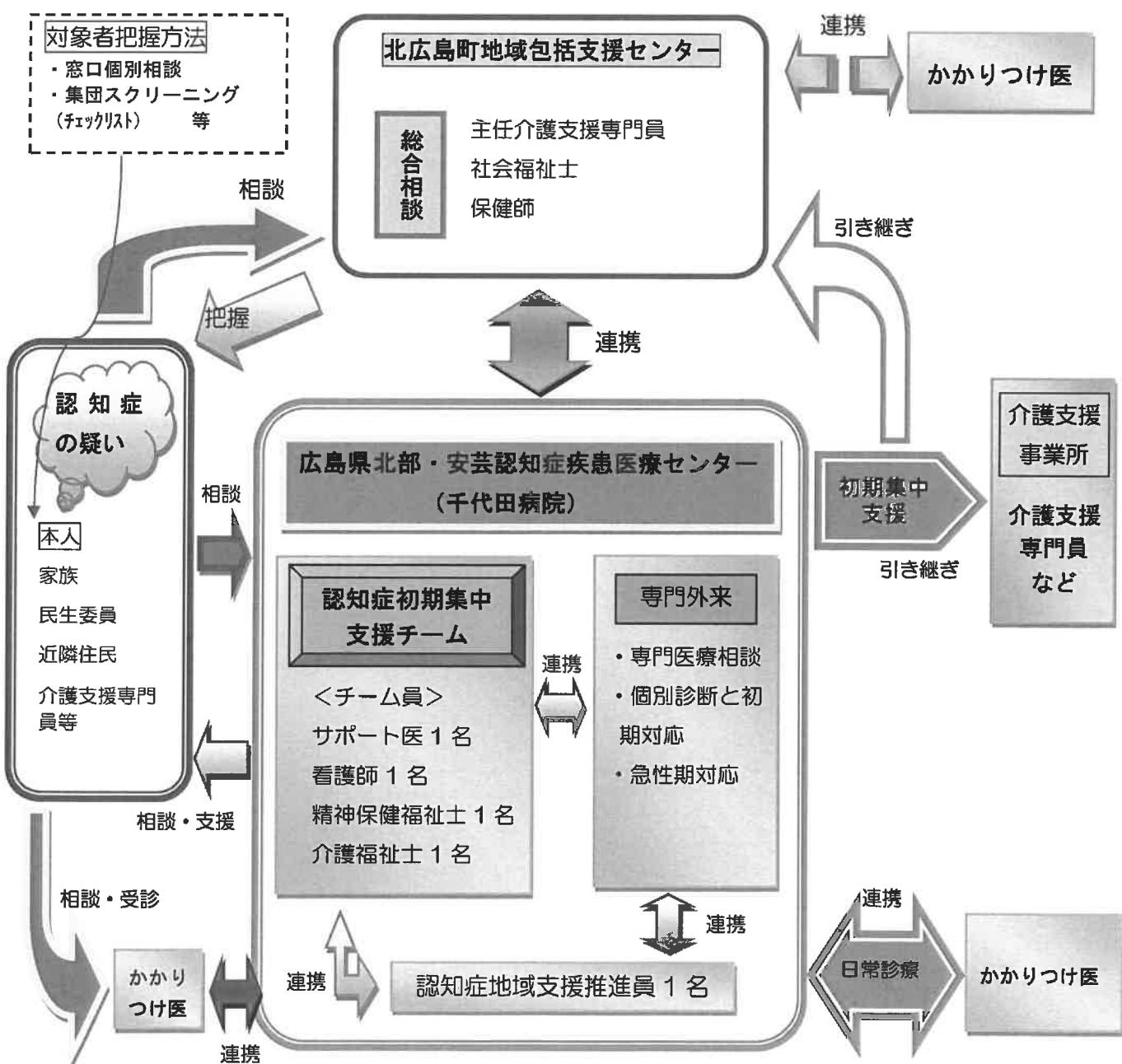
② 相談支援体制の充実

地域の実情に応じた医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関間の連携支援、認知症高齢者やその家族を支援する相談業務を行う「認知症地域支援推進員」を中心に、認知症対策の推進を図ります。

③ 地域密着型サービスの整備・充実

認知症高齢者が環境の変化に適応することが困難なことに配慮し、身近な場所で必要なサービスを利用できるよう、地域密着型サービスを提供します。

～認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員体系図～



5 介護保険サービスの充実

高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を継続できるよう支援することが必要です。

このため、介護保険制度において、高齢者自身のそれぞれの身体状況や生活環境に応じたサービスの選択が行われるよう、居宅サービスに重点をおき、介護保険サービスの提供体制の充実を図ります。

(1) 居宅介護サービスの充実

在宅での介護が困難な場合でも、身体状態等の程度に応じた在宅サービスが受けられるよう、居宅介護サービス提供体制の充実を図ります。医療との連携を強化し、在宅での医療・介護の継続を支援します。

(2) 地域密着型サービスの充実

身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスを提供する「地域密着型サービス」の充実を図ります。

(3) 施設サービスの質の向上

介護サービスに関する苦情・相談への的確な対応により、介護保険施設におけるサービスの質の向上への支援を行います。

(4) 介護保険制度の円滑・適正な運営

① 介護給付適正化の実施【充実・強化】

「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の5事業に取り組み、要介護認定の標準化や利用者に対する適切な介護サービスの確保と不適切な給付の抑制に向けた取組を推進します。

介護給付等に要する費用の適正化に向けて目標数値を設定し、効果的な取組を推進します。

② 介護保険サービスの質の向上

介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修会や地域ケア会議を開催し、多職種協働による自立支援型の介護予防ケアマネジメント支援の仕組みを構築していきます。

また、介護保険サービス事業者の適正な運営の確保のため、事業者に対する実地指導、監査を行います。

③ 医療・介護・福祉人材の確保【新規】

サービス提供事業所の人材不足が課題となっており、就労支援を担当する庁内関係課やハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、効果的な取組を検討・実施していきます。

また、平成 29（2017）年度から「北広島町介護職員研修受講費補助金」により、介護人材のスキルアップや定着を図るために介護職員研修費用を一部補助するための制度を設けており、引き続き実施を図ります。

④ 介護保険制度の普及啓発と情報提供

介護保険サービスや地域における介護予防、生きがい活動等に関する情報を町広報紙、パンフレット、ホームページ等により広報するとともに、ケアマネジャー、老人クラブや地域のサロン等あらゆる機会を通じて周知を図るとともに、介護予防や自立支援への関心を高めるための普及啓発を行います。